

ごみ収集袋等販売委託契約書

山武郡市環境衛生組合（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）とは、ごみ収集袋等販売業務について次のとおり委託契約を締結する。

（委託期間）

第1条 この契約による委託期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。

2 甲、乙双方からなんらの意思表示がなく、第5条の規定に該当しない場合は、契約期間を1ヵ年延長するものとし、以後同様の条件で契約を1ヵ年ずつ延長し、最終は平成31年3月31日まで延長するものとする。

（委託業務の内容等）

第2条 乙は、ごみ収集袋及び粗大ごみステッカー（以下「ごみ収集袋等」という。）を甲の指定する期間に甲の指定する場所より購入し、住民に購入時の金額で販売するものとする。

2 乙は、ごみ種別の全種類のごみ収集袋等を販売するものとする。

3 乙は、山武市のうちの山武地域・松尾地域・蓮沼地域及び横芝光町のうちの横芝地域、芝山町以外の住民が間違えて購入しないように販売するものとする。

（委託料）

第3条 委託料は、ごみ収集袋等の購入額の5%とする。

2 委託料の支払いは、年一回とする。

3 乙は、年度末3月31日までの委託料を、4月10日までに請求するものとする。

4 甲は、前項の請求が正当であると認めたときは、30日以内に乙に対し委託料を支払うものとする。

5 甲の乙に対する支払は、乙の指定する金融機関に払い込むものとする。

（禁止事項）

第4条 乙は、委託業務の処理を自ら行うものとし、他の者にその処理を再委託することが、できない。

2 前項の規定にかかわらず、閉店等の真にやむを得ない事由により、甲が特に認めた場合に限り、乙は他の販売委託店に限り再委託をすることができる。

3 乙は購入したごみ収集袋等を自家使用等、販売目的以外に使用してはならない。

4 乙は、契約した販売取扱店以外でごみ袋等を販売してはならない。

5 乙は、甲の指定した金額以外でごみ袋等を販売してはならない。

（解除等）

第5条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは催告なく契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき。

(2) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。

(3) 乙の販売取扱店が閉店又は、休業もしくはこれと同等の状態になったとき。

(4) 乙がごみ収集袋等の購入を一年間しないとき。

- (5) 甲のごみ収集袋等の販売方法が変更となったとき。
- 2 この契約が解除されたときは、乙は、甲に対しその損害の補償を請求することができない。

(損害賠償)

第6条 乙及び乙の従事者が委託業務の実施に際して、甲に損害を与えたときは、乙は、その損害を賠償するものとする。

(契約者の変更等)

第7条 乙は、代表者名、住所及び商号に変更があった場合は、速やかに書面により通知するものとする。

(返品等)

第8条 乙は、次の各号のいずれかに該当した場合に限り返品等をする事が出来る。

- (1) ごみ収集袋等に製造上の欠陥があったとき。
- (2) 甲の都合により、ごみ収集袋等の変更を行ったとき。
- (3) 甲の都合により、ごみ収集袋等の販売方法が変更となったとき。

(販売店の周知)

第9条 甲は、販売取扱店一覧を住民に周知するものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は販売取扱店一覧に記載しない。

- (1) 販売店として明確にわかる店舗を常時営業していない場合
- (2) 全種類のごみ収集袋等を販売せず、欠品がある場合。
- (3) 販売店一覧に記載する事により混乱を生じる恐れがある場合。

(疑義等の決定)

第10条 この契約に定めない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

以上契約の証として、この契約書を2通作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 住 所 山武市松尾町金尾 1149-1
氏 名 山武郡市環境衛生組合
管理者 椎 名 千 収
電話 番号 0 4 7 9 - 8 6 - 3 5 1 6

Ⓜ

乙 販売取扱店住所
販売取扱店名
販売店電話番号

氏 名

Ⓜ